# 令和3年

第3回教育委員会会議議案(第3号)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を改正する規則

る額は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。 の変業務手当に係る条例第十七条第六項に規定する規則で定める額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。 別で定める額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。 別で定める額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。 した日一日につき二百円とする規 で規定する規則で定める額は、従事した日一日につき次の各号に 場がる額は、作業に従事した日一日につき二百円とする。	(特殊勤務手当の支給を受ける者)  (特殊勤務手当の支給を受ける者)  (特殊勤務手当の支給を受ける者)  (特殊勤務手当の支給を受ける者)	改正後
則で定める額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。 名 教育業務連絡指導手当に係る条例第十七条第五項に規定する規 一・二 略 一・二 略 (特殊勤務手当の額)	2 略 (特殊勤務手当の支給を受ける者)	改正前

- 2 1
- 令和三年二月二十五日提出この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則の規定は、この規則は、公布の日から施行する。 令和二年十二月三日から適用する。

秋田県教育委員会教育長 安 田

浩

幸

の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和三年秋田県条例第十八号)の施行に伴い、理 由 特殊勤務手当について所要

- 2 -

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

#### 1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和3年秋田 県条例第18号)の施行に伴い、特殊勤務手当について所要の規定の整備を行う 必要がある。

#### 2 改正内容

- (1) 防疫業務手当の対象となる感染症は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)とすることとする。(第58条の12第3項)
- (2) 感染症のまん延を防止するために行う作業として、学校等で感染症が発生した際に、保健所の見解又は学校医等の助言を踏まえて行う消毒の作業とすることとする。(第58条の12第4項)
- (3) 防疫業務手当の手当の額は、作業に従事した日一日につき290円とすることとする。(第58条の13第3項)

#### 3 施行期日等

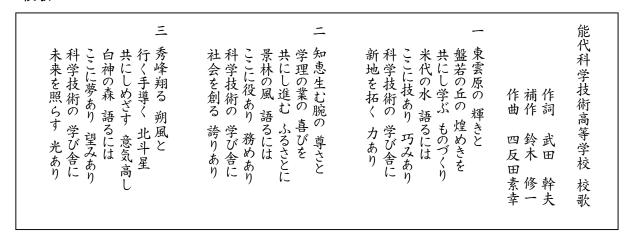
- (1) この規則は、公布の日から施行することとする。
- (2) 2は、令和2年12月3日から適用することとする。

# 令和3年

# 第3回教育委員会会議報告事項

### 秋田県立能代科学技術高等学校の校歌について

#### 1 校歌





### 2 作詞者、補作者、作曲者

作詞:武田 幹夫 氏(能代市在住、元県立高等学校長) 補作:鈴木 修一 氏(秋田県生涯学習センター所長)

作曲:四反田素幸 氏(元秋田大学副学長)

#### 報告事項

## 「横手市増田まんが美術館」の博物館相当施設の指定について

生涯学習課

#### 1 申請

横手市より「横手市増田まんが美術館」(横手市増田町増田新町285番地)の博物館相当施設の指定について、令和2年12月21日付けで、県教育委員会に申請があった。

#### 2 指定要件の審査

- (1) 都道府県教育委員会が指定(「博物館法」第29条)
- (2)申請の際の提出書類(「博物館法施行規則」第19条)
  - 一 当該施設の有する資料の目録
  - 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び 図面
  - 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
  - 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類
- (3)審查事項(「博物館法施行規則」第20条)
  - 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
  - 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び 設備を有すること。
  - 三 学芸員に相当する職員がいること。
  - 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
  - 五 一年を通じて百日以上開館すること。
    - \* 指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審 査する。

#### 3 「横手市増田まんが美術館」の概要

- (1) 開館 平成7年
- (2) 資料点数 406,669点
- (3)延床面積 3,363.43㎡ うち特別展示室363㎡、常設展示室230㎡
- (4) 学芸員 1名 来年度は2名の予定
- (5)公開 年間5~6本の企画展を実施、土日祝日にワークショップを実施
- (6) 休館日 第3火曜日
- (7) 運営 [指定管理者] 横手市増田まんが美術財団

#### 4 審査及び結果

申請を受け、生涯学習課で書類審査及び現地確認・ヒアリング(令和3年1月26日)を行った結果、同館を博物館相当施設として指定することは妥当である。